

# 違憲訴訟の会 ニュース

発行：安保法制違憲訴訟の会  
No. 9 2018年6月11日  
〒150-0031  
東京都渋谷区桜丘町17-6 渋谷協栄ビル  
電話 03-3780-1260  
FAX 03-3780-1287  
Mail: office@anpoiken.jp

## 安保法制違憲国賠訴訟 申請証人の紹介

法廷で証人として尋問してほしい方たちを裁判所に申請しています。裁判所は次回7月20日の裁判で証人の採用・不採用を決定します。ぜひ、法廷で裁判所の姿勢を見届けましょう。



### 「法の番人」として

元内閣法制局長官 宮崎 礼壹

集团的自衛権行使を違憲とする従前の政府解釈は、長年の間に国会で何度も確認され憲法規範となっていた。「従来政府はフルスペックの集团的自衛権が違憲であると考えてはきたが、制限的な集团的自衛権行使であれば合憲の余地があるかどうかという観点からは検討したことはない」という言説は事実と反する。



### 新安保法制は「親の仇」

軍事評論家 前田 哲男

ジャーナリストとして日米安保と自衛隊の問題をライフワークとし、戦争と平和の問題を追究してきた者として、新安保法制は、憲法9条を破壊し、再び日本を戦争ができる国に作り替えた。これは私が生涯を通じて希求してきた平和への想いを踏みにじるものであり、「親の仇」と言うべきだ。



### この国の法の支配を守れ

元最高裁判事 濱田 邦夫

「法の支配」は、日本国憲法の根底に脈打つ基本原理である。戦後の日本の経済発展を支えたのは、立憲民主主義と平和主義を基礎とする日本国憲法であった。内閣法制局を亡き者として憲法改正手続を経ずに実質改憲した安保法により憲法は踏みにじられ、立憲主義は瀕死の状態である。一弁護士としてまた一国民として黙ってられない。



### テロの危険は現実のもの

海外で活動するNGO 西谷 文和

イラク、アフガン、南スーダンでNGO及びジャーナリストとして活動。新安保法制はこれまでの日本に対する中東、アフリカでの評価を大きく覆すことになり、テロの危険性を高め日本人の生命・身体を危険にさらすことになる。また、南スーダンでの自衛隊の活動は危険に瀕したものであることを証言する。



### 立法過程に瑕疵がある

参議院議員(立憲民主党) 福山 哲郎

参議院本会議強行採決の2日前、2015年9月17日、参議院平和安全特別委員会での採決は、「発言するもの多く、議場騒然、聴取不能」と後の議事録に記載されることになった。立法府の一員として、どれほどの憤りを感じながらこの現場に立会ったか、国民の代表者の一人として、この立法過程の瑕疵について、証言する。



### 戦争の足音は杞憂ではない

歴史家・小説家 半藤 一利

自らの東京大空襲の被害体験と国の指導者らの意識の乖離への疑問を根底に、太平洋戦争にいたる経緯、戦中戦後の昭和史を研究し著す歴史家・小説家。安保法制ができたことにより戦争体験ある原告らが感じる不安や恐怖、閉塞感が杞憂でないことを裏付ける事実(第2次世界大戦へ至る状況と現在の状況の類似)を法廷に顕出する。



### 日米関係や自衛隊に精通

ジャーナリスト 半田 滋

92年から現在まで一貫して防衛庁・省の取材を担当するジャーナリスト。紛争地域に身を置く取材体験もあり。自衛隊の組織、活動等の実態、日米安保条約下での米軍との関係など、自衛隊が現実の国際情勢や国家間対立、武力紛争の中で、どのような役割を果たしてきたかについて豊富な専門的知見を有する。



### 司法は動的な働きを

学習院大学教授(憲法) 青井 未帆

社会学的な思考の中で憲法を捉え、新安保法制の違憲性を基礎づける事実、原告らの精神的被害に客観的根拠が存在することを基礎づける事実を憲法的視点から解明する。憲法秩序を維持するには立法・行政・司法の三権が「動く三角形」として動的に機能すべきで、司法は今こそその役割を果たすべきだと主張している。

## 第7回 国賠口頭弁論報告



5月11日（金）東京国賠訴訟の第7回期日が民事1部で行われました。

大変異例なことに、今回の期日から裁判体（合議3人の構成）が全員入れ替わりました。安法制違憲訴訟は重要な裁判であることから、裁判長と右陪席、左陪席による3名の合議体で行われています。裁判所にも人事異動がありますから、裁判官が交代することは珍しいことではないのですが、合議体の場合は、これまでの審議の連続性を担保するため、少なくとも1人は残して交代するのが通例です。裁判長はこれで3人目になりますが、2016年4月の提訴時からずっとこの裁判を担当していた左陪席も交代してしまいました。また、さらに加えて異例なのは、左陪席は民事1部に在籍したままだということです。何のための交代なのか、訝しく思わざるを得ないのですが、新しい裁判官たちにも、これまでどおり、私たちの訴えをきちんと届けるために、今回の期日では、前半に下記の代理人5名による意見陳述を行いました。今までの裁判の流れをおさらいするいい機会でもありますので、詳しい内容については、別冊をご覧ください。

弁論更新のあと休憩をはさみ、原告本人尋問が開始されました。

まず、元自衛官であり、レンジャー教育を受けた井筒高雄さんは、ご自身が自衛隊に入隊された理由、そしてレンジャー教育がどのようなものであるか、また、日本の法制がいかに非現実的で、自衛隊員にとっ

て過酷な状況を強いるものであるかを証言しました。レンジャー教育の中に暗殺があったり、また生存訓練と言って、食べ物を持たずに野営を強いられる訓練についても言及し、蛇や蛙を生で食べるということの紹介もなされました。実際の戦争に近い教育を受けているからこそ、もし、万が一戦場に自衛隊員が送られた場合に、どのような危険が待ち受けているかを、まなましく証言しました。

続いて、鉄道員の常盤達雄さんが尋問を受けました。普通の駅員であると自己紹介した常盤さんは、ご自身の伯父にあたる方が、特攻隊で戦死していることや、鉄道員になりたてのころは、運賃が無料になる傷病軍人の切符を使う人がいて、身につまされたことなどを証言しました。安法制によって、自衛隊員が戦場に送り出されれば、この切符を使う人が増えるであろうと危惧しているという証言からは、戦争の惨禍とわれわれ庶民がまさに地続きであることを感じさせてくれました。

最後に、教育学者で東大名誉教授でもある堀尾輝久さんが尋問を受けました。ご自身が軍国少年であったこと、そして教科書の黒塗り体験、猜疑心の強い青年期を経て教育学者になり、また、9条についての研究もされ、安法制の制定は私憤のみならず、公憤であると証言されました。

堀尾先生はとても堂々としていらして、裁判の尋問を受けるというよりは、大学で講義をしているかのようで、裁判官も学生のような顔をして聞き入っていました。

次回国賠期日は、7月20日（金）10時30分より、8名の証人尋問の可否についての裁判所の判断がくだされます。重要な期日となりますので、多くの方の傍聴をお願いします。

### 弁論更新のための意見陳述

- ・寺井一弘弁護士から「今、なぜ安法制の違憲訴訟か」10分
  - ・福田護弁護士から「原告の主張の全体像と新安法制の違憲性・危険性」20分
  - ・伊藤真弁護士から「裁判所の違憲審査のあり方と役割」10分
  - ・古川（こがわ）健三弁護士から「原告らが受けた被害について」10分
  - ・棚橋桂介弁護士から、「証人の採用について」10分
- （詳細は別冊参照）

## 差止訴訟の進行協議報告

2018年5月22日午後4時から東京地裁民事2部に継続している差止訴訟の三者による進行協議が行われました。

裁判所からは「5月15日付けで原告から立証計画（原告本人16人及び専門家証人10人）が提出されている。これについて被告の意見はどうか」と被告国側への問いかけがありました。被告代理人は「正式な意見は追って書面で提出するが、いずれも不要と考える」と答えました。裁判所は「本件においては原告それぞれが固有の利益を侵害されたことが処分性を根拠づける事情として主張されており、2期日程度（1期日は13時30分から16時までの2時間半）を使って原告本人の尋問を行うことは吝かでない」、さらに「原告の中には、気持の問題が強い原告と事実関係についての話を中心となる原告とがいるようで、原則としては裁判

所が関心を持つのは後者であるが、原告側の考え方もあるだろうから人選は任せる。原告が申請している16名の原告全員を2期日で尋問するというということでも、各類型ごとに1人ずつ尋問するというということでも構わない、その辺りの判断は原告に委ねる」との考えが示されました。そして「証人については、裁判所は、基本的には専門家の意見ということであり、憲法問題を含め法律問題は最終的には裁判所の判断事項なので、尋問の必要性について、原告本人尋問を聞いた上で改めて判断したい」との考えを明らかにしました。

そして、今後の進行としては、原告が次回期日（6月20日）までに原告本人尋問について正式な証拠申出を行うこと、同期日に証拠の採否までは行わないが、法廷(期日)の予約を入れるということになりました。

証人申請についての被告の意見は、原告の正式な証拠申出が出たあとに書面で提出されることになりましたが、これにより、差止訴訟も原告尋問が確実に進むことになりました。

## 違憲訴訟に取り組む皆さんとの連帯を

戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会共同代表 高田 健

総がかり行動実行委員会は、2014年12月の結成以来、全国の多くの市民とともに全力で「戦争法」（安保法制）反対の運動に取り組んできました。院内外のたたかいによって、世論の反対の声は大きくなり、国会での戦争法の採決は遅れ、2015年の通常国会は大幅延長される中で、国会闘争の山場の8月30日、国会議事堂正門前には12万人の市民が結集しました。この2015年の戦争法に反対するたたかいは60年安保、70年安保以来の大きな運動の高揚を作り出しました。しかし、世論の高まりを恐れた安倍政権は、2015年9月19日未明、極めて強引な強行採決を行いました。この強行採決に対する怒りの中で、「総がかり」は今後、毎月19日を戦争法に反対する全国統一の行動日と定め、以降、持続的な粘り強い闘いを展開し始めました。

この5月19日、32回目の19日行動は国会前に2500人の市民が集まって開かれ、全国各地の同時行動と合わせて運動の勢いが持続していることをしめしました。

2015年安保を闘う中で、私たちは立憲主義をまもり、憲法改悪に反対する「政治」を実現するためには国会外のたたかいにとどまらず、主権者として市民自身が国政選挙も自らの課題として取り組む必要があると考え、「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」を誕生させました。

あい前後して、法曹界の人びとを中心に安保法制による自衛隊の出動などに対する「差止訴訟」と平

和的生存権と人格権侵害などに対して「国家賠償請求訴訟」の運動が提起されました。

以降、戦争法に反対し、立憲主義の実現をめざす「総がかり」と「市民連合」、「違憲訴訟の会」の3つの運動体は、それぞれの構成も役割も違いながら、独自の分野での活動を広げ、相互にエールを送り、支えあいながら、安倍政権による改憲と戦争する国への道に反対する市民のたたかいの3本の柱となり、けん引力となってきました。

いま、安倍政権は通常国会の冒頭から問題が続出し、世論調査でも支持率が30%台に落ち込み政府危機の状態にあります。この通常国会の冒頭からスパコン開発疑惑、「働き方」関連法案をめぐる不適切データ事件、森友問題での財務省文書改ざん、イラク自衛隊派遣時の日報隠蔽事件、加計学園問題での柳瀬秘書官（当時）の「首相案件」発言問題、福田財務次官のセクハラ疑惑、幹部自衛官の野党議員への罵声事件などなど、枚挙にいとまがありません。

安倍政権を倒して、政治を変える絶好の機会が到来しています。この時期にあたり、全国各地で違憲訴訟に取り組んでいる皆さんの運動といっそう連携し、運動を展開・強化することの重要性を切実に感じています。



## 全国の提訴・裁判の状況（2018年5月末現在）

提訴地	裁判の内容	次回期日	提訴地	裁判の内容	次回期日
東京	国賠	7月20日10:30	京都	国賠	9月13日14:00
	差止・国賠	6月20日14:00	岡山	国賠	9月19日14:30
	女の会 国賠	6月22日14:30	広島	差止・国賠	9月 5日13:30
札幌	差止・国賠	7月20日15:00	山口	国賠	7月11日14:00
釧路	国賠	6月19日14:30	高知	国賠	7月31日11:30
福島（いわき）	国賠	8月29日13:30	福岡	国賠	7月17日14:00
神奈川（横浜）	差止・国賠	8月16日11:00		差止・国賠	9月12日14:00
埼玉（さいたま）	国賠	7月11日15:00	長崎	国賠	9月18日14:15
群馬（前橋）	国賠	6月13日14:00	大分	国賠	7月19日10:30
山梨（甲府）	国賠	7月10日15:30	鹿児島	国賠	9月25日15:00
長野	国賠	6月29日10:30	宮崎	国賠	6月 6日14:00
大阪	差止・国賠	6月27日11:00	沖縄（那覇）	国賠	7月 3日13:30

### 愛知（名古屋）8月2日提訴確定！

名古屋弁護士から嬉しいニュースです。8月2日を提訴日とすることが確定し、提訴に向けた決起集会を7月14日土曜日1時30分から名古屋YMCA（名古屋市中区栄）のビッグスペースにて行うとのこと。この集会には、東京から寺井一弘弁護士（全国ネットワーク代表）が駆けつけ講演を予定しています！そして、弁護士にはイラク名古屋高裁訴訟の青山元裁判長をはじめとして合計3名（柄杓、下澤）の元裁判官も参加してくれているとの頼もしいお知らせもありました。さらに原告には、ノーベル物理学賞を受賞した益川敏英先生のお名前も！8月の提訴が待ち遠しいです。

### 第7回差止訴訟期日のご案内

2018年6月20日（水）14時00分開廷

- 13:00 東京地裁前集合 アピール行動開始！
- 13:15 整列・入廷行進
- 13:25 傍聴席の抽選に並ぶ  
※抽選に漏れた場合は衆議院第2議員会館
- 14:00 開廷
- 15:30 報告集会  
(衆議院第2議員会館多目的会議室)
- 17:15 原告集会  
(第5回読書会※見学歓迎)

### 第5回女の会期日のご案内

2018年6月22日（金）14時30分開廷

- 13:55 傍聴席の抽選に並ぶ
- 14:30 開廷
- 16:00 報告集会（参議院議員会館）

### 第8回国賠訴訟期日のご案内

2018年7月20日（金）10時30分開廷

- 9:30 東京地裁前集合 アピール行動開始！
- 9:45 整列・入廷行進
- 9:55 傍聴席の抽選に並ぶ  
※抽選に漏れた場合は議員会館
- 10:30 開廷
- 13:00 報告集会  
(議員会館を予定しています)
- 14:45 原告集会  
(第7回読書会※見学歓迎)

### 特別講義「安保法制違憲訴訟の今」

2018年7月3日（火）18時30分開始 参加費無料  
※どなたでもご参加いただけます。

講師 福田 護 弁護士

安保法制違憲訴訟の会共同代表

場所 東京ボランティア・市民活動センターAB 会議室  
JR総武線・飯田橋駅東口を出て左、メトロB2b  
「セントラルプラザ」10階

### 安保法制違憲訴訟を支える会に入会を！

安保法制違憲訴訟は、多くの方に支えられています。  
まだ会員になっていない方は、どうぞご入会ください。  
会費は年3000円（1口、何口でも可）で、裁判の実費や裁判に関するニュースの発行などに使用します。

#### 【年会費の振込先】

口座名義：安保法制違憲訴訟を支える会

(アンポホウセイイケンソショウササエルカイ)

#### 【ゆうちょ銀行からのお振込み】

ゆうちょダイレクト 口座記号・番号:00140-514288

ATM 口座記号・番号:001405-514288

窓口 口座記号・番号:00140-5-514288

#### 【その他の金融機関からのお振込み】

店番：〇一九（ゼロイチキョウ）店（019）

預金種目：当座 口座番号：0514288

#### 【支える会連絡先】

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11

連合会館内 平和フォーラム気付

Tel.03-5289-8222 Fax.03-5289-8223

E-mail soshou.sasaeru@gmail.com